

ふくしま産業応援ファンド事業審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふくしま産業応援ファンド事業実施要領第18条の規定に基づき、財団法人福島県産業振興センター（以下「センター」という。）がふくしま産業応援ファンド事業に係る助成事業の審査等を行う機関として、ふくしま産業応援ファンド事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 助成対象者の事業計画等の審査に関すること。
- (2) 助成事業者の事業実績等の評価に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内とし、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、センター専務理事をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員現在数の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、適宜、学識経験者等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。
- 5 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 審査等を行うにあたり、審査等案件に関係を有する委員は、当該案件の審査に参加できないものとする。

(専門部会)

第5条 委員会に次の専門部会を置く。

- (1) 製造業集積活用型事業専門部会
- (2) 地域資源活用型事業専門部会

- 2 専門部会は、委員会に付議すべき次に掲げる事項を所管する。

- (1) 助成対象者の事業計画等の事前審査に関すること。
- (2) 助成事業者の事業実績等の事前評価に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

- 3 専門部会には、委員会の委員を兼務する部会長及び部会員を置き、別表に掲げる者をもって構成する。

- 4 専門部会は、前条における委員会を専門部会、委員長を部会長、委員を部会員と読み替えて準用するものとする。

